

湯沢市移住者支援事業補助金申請書類チェックシート

※申請時の提出書類

- 移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
※別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容をご確認ください。
- 申請者の本人確認書類
※写真付き身分証明書の写し
- 本市に転入後の住民票（世帯全員分）
- 移住元の在住地、在住期間を確認できる書類（世帯全員分）
 - 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上在住、東京23区内または東京圏（東京23区外）に在住していた、また、移住直前に1年以上連續して在住していたことの証明になります。
※移住元の戸籍の附票や住民票の除票の写しなど
住民票を移す前の10年間で複数回引越や戸籍の移動をしている場合は、除附票や前々住所地発行の住民票除票など、複数の書類を揃えて提出ください。
- 東京圏（東京23区以外）在住で東京23区内へ通勤していた方
 - 東京23区内への通勤履歴の証明、また、雇用保険被保険者としての東京23区内への通勤が、住民票異動前10年間のうちで通算5年以上あったこと、かつ住民票を写す直前については連続して1年以上あったことの確認となります。
※通勤していた期間に雇用保険の被保険者であったことが分かる書類の写し
雇用保険被保険者離職票、離職企業からの就業証明書、退職証明書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（申請によりハローワークから交付を受けることができます。）など
※法人経営者や個人事業主であった場合は、5年以上事業を営んでいたことが確認できる書類（開業届出済証明書及び個人事業などの納税証明書）を添付してください。
- 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類
※完納証明書、納税証明書など
※1月1日現在で住民登録のあった市区町村で発行される

- 移住支援金事業補助金交付請求書（様式第4号）
※振込先の氏名、口座番号が記載された預金通帳またはキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認める書類

※申請する移住支援金の種類に応じて、添付してください。

- 就職（一般・専門人材）の場合
 - ※「秋田移住支援金マッチングサイト」にある移住支援金対象求人に応募し、正規雇用された方
 - ※内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して正規雇用された方
 - ※就業証明書（様式第2号）を現在の勤務先から証明してもらってください。

- 起業の場合
 - ※秋田県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。
 - ※1年以内に通知された秋田県起業支援事業に基づく起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付決定通知書の写し

- 移住元の業務を「テレワーク」で継続される方
 - ※所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合で、移住先を生活の本拠として、移住元での業務を継続する方
 - ※就業証明書（様式第2号・テレワークの場合）を現在の勤務先から証明

- 関係人口の場合 ※次に該当する方
 - 本市又は、秋田県と本市が連携し実施する移住促進・関係人口構築に係るイベントに参加した経験のある方で、次のいずれかに該当する方。
 - ・市長が認めた企業等に就業した者
 - ※就業証明書（様式第2号）を現在の勤務先から証明してもらってください。

・農林水産業に就業する者、又は農業研修等を受講し、農林水産業に就業する意思を有するもの

※農林水産業に就業したことが分かる書類の写し、農業用の土地を取得又は借地した証明書、出荷伝票 など。

※農業研修を受講していることが分かる書類の写し、青年等就農計画認定申請書の写し など。

・市内で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗、工場等）

※家業の継承人であることを証明できる書類の写し 開業届や所得税の青色申告承認申請書 など

就業等に要する要件

次の（1）から（5）のうち、いずれかに該当する必要があります。

（1）就職（一般）に関する要件

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第7の1に示す対象法人に就業していること。
- 求人への応募日が、マッチングサイトに（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

（2）就職（専門人材）に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（3）起業に関する要件

- 県が別に実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（4）テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（5）関係人口に関する要件

地域や地域の人々と関わりがある者（関係人口）として認める要件を満たし、次に掲げる就業要件のいずれかに該当すること。

- 湯沢市又は、秋田県と湯沢市市が連携し実施する移住促進・関係人口構築に係るイベントに参加した経験のある方。

（就業要件）

- 市長が認めた企業等（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号） 第 2 条第 1 項に規定する中小企業のうち、市内に事業所を有するもの又は市内に住所を有する個人事業者であって、移住支援事業補助金を申請する日において事業を営んでおり、かつ申請日以降も 1 年以上当該事業を継続する意思を有するもの）に就業した者
- 農林水産業に就業する者、又は農業研修等を受講し、農林水産業に就業する意思を有するもの
- 市内で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗、工場等）

移住元に要する要件

（1）移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- （イ）住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- （ウ）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）本県市町村に転入したこと。
- （イ）国から県に対する移住・就業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- （ウ）移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- （エ）転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。